

令和2年9月30日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年9月30日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 48 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 50 号 非農地証明申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

1. 土地改良事業（市原地区）計画概要について
2. 第23期農業委員会（公募制第1期）を振り返って（総括・意見交換）について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝
13 番 長迫 秀	14 番 新田 隆次	15 番 灰原 松二	16 番 椋開地 省二
17 番 本末 満	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次	

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「土地改良事業計画概要書」、資料2「第23期農業委員会を振り返って（総括・意見交換）」を送付しています。本日配布した資料は、「全国農地ナビの使い方」及び「JA広島ゆたか広報第156号、第157号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑及び田、面積は合計1,150㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で市外に居住しており耕作困難なため、申請地の近所に住居する譲受人に譲り渡し、譲受人は、新規就農するものです。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地で11アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。譲受人は、この春、熊本から移住してこられた方で、農業の経験があり、年齢も40代と若く、地元でもすごく期待しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番，3番は，譲受人が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は，蒲刈町向字天頭〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は98㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，遠方に居住し耕作できないため，譲受人の要望により所有権を移転するもので，譲受人は，申請地を購入し，農業経営の規模拡大を図るものです。3番の申請地は，蒲刈町向字串山〇〇〇〇番，地目は畑，面積は658㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，譲受人の要望により使用貸借の権利を設定するもので，譲受人は，申請地を無償で借り受け，農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては，野菜及び果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては，自作地及び今回の申請地を合わせますと約16アールありますので，下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。2番については，きれいに耕作されており，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

灰 原 委 員：15番 灰原です。3番については，スモモなどが植えられており，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，2番と3番は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，2番と3番は，許可と決定します。

議 長：4番，5番は，譲受人が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，豊浜町大字豊島字櫛ヶ浜〇〇〇〇番ほか8筆，地目は田及び畑，面積は合計で7，129㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，高齢で労力不足により耕作できないため，譲受人の要望により賃借権を設定するもので，譲受人は，申請地を有料で借り受け，農業経営の規模拡大を図るものです。5番の申請地は，豊浜町大字豊島字櫛ヶ浜〇〇〇〇番，地目は畑，面積は1，239㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，譲受人の要望により使用賃借の権利を設定するもので，譲受人は，申請地を無償で借り受け，農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては，レモン等の果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては，申請地を合わせますと約83アールありますので，下限面積10アールを満たしております。また豊浜町豊島字櫛ヶ浜乙〇〇〇〇番〇の地目が山林となつて

おりますが、これはシステム上、登記地目が表示されるようになっております。現況地目は畑となっておりますので農地法上、問題はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：15番 灰原です。申請地は、レモンが植えられており、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

横段委員：貸借期間は、何年ですか。

事務局：20年です。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字地蔵平〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は641㎡の第2種農地です。転用の目的は、診療所及び駐車場として利用するため、賃借権を設定するものです。規模等は、隣接地を併用して、診療所1棟及び駐車場9区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による建築許可が必要となり、担当部局に申請済みで、担当者より許可見込みとの連絡を受けています。宅地造成等規制法による許可は不要です。本件については、都市計画法による建築許可に合わせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、国道375号線から、少し入ったところにあり、これから、歯科を開業するというので、周囲の農地に影響を与えることもないと思われるので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字坊ヶ崎〇〇〇番〇ほか3筆、地目は雑種地及び宅地、面積は合計432.84㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、住宅1棟117.17㎡、駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、住宅地の中にあり、登記地目は雑種地と宅地ですが、畑として利用していたため、今回の申請となりました。転用計画は問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,204㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、太陽光パネル276枚、発電容量49.5kwを整備する計画です。関係法令については、電気事業者による改正再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請中で、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の変更認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地の周囲に農地はなく、排水計画もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、事業計画の認定に合わせ許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は19㎡の第2種農地です。転用目的は、道路として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、進入路を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、昨年、太陽光の許可をしたところへの進入路ということで、ここしか進入するところがないので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は389㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等については、住宅1棟、庭敷及び駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦駅北側の区画整理地の中にあり、家族内での使用貸借で住宅を建てるということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第50号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、東惣付町〇〇〇番、地目は田、現況は山林、面積は978㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成20年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、山林の状態でやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、吉浦町字夜討谷〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で3,086㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、入ることもできないくらいの山林の状態で、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番，4番は，申請人が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，安浦町三津口4丁目〇〇〇〇番〇ほか4筆，地目は田及び畑，面積は合計で876㎡です。4番の申請地は，安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番ほか3筆，地目は畑，面積は合計で2,221㎡です。3番と4番を合わせますと，3,097㎡で，すべて第2種農地です。申請の事由につきましては，3番の申請地は昭和48年頃，4番の申請地は昭和41年頃耕作を放棄したためかい廃したとして，現認書を添付のうえ，原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地は，昔は畑であったのが信じられないくらいの山林となっており，やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，3番と4番は，証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，3番と4番は，証明と決定します。

議 長：報告事項について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について，この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，7ページから9ページの農地法第4条の規定による届出が一時転用1件を含め5件，10ページから12ページの農地法第5条の規定による届出が8件，計13件ございましたので，ご報告いたします。

(呉市農林土木課職員着席)

議 長：その他に入ります。1「土地改良事業（市原地区）計画概要について」 呉市農林土木課より，計画概要の説明をお願いします。

農 林 土 木 課：説明を行う。

議 長：次に，本件土地改良事業が，農業委員会に関係する事項について，事務局より説明させます。

事 務 局 次 長：土地改良事業では，市議会の議決を経て，計画概要等を定め，それを公告し，事業に参加する資格を有する者の3分の2以上の同意を得てから計画を進めます。土地の所有者と

土地の利用者が異なる場合、事業に参加する資格者は、「農用地については耕作者。農用地以外の土地については土地所有者」が原則です。この原則を崩す場合は、当事者から農業委員会への申出が必要です。その申出に対して、農業委員会は、土地改良法に基づく承認や公告を行う役割を担っています。現在、本事業については、計画概要等の公告が行われており、本日が公告期間の最終日です。公告期間満了から5日空けた10月5日が、事業への参加申出の期限です。それまでの間に申出があれば、当委員会の承認や公告が必要になる場合もあります。さらに、今後、事業が継続する中で、耕作者と土地所有者との間で参加資格を交替する場合も農業委員会への申出が必要です。土地改良事業の施行により、今後このような事務が発生することもあるため、本日、計画の概要をお示ししたものです。

議 長：ただいま農林土木課及び事務局から説明がありました「土地改良事業（市原地区）計画概要」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ありがとうございました。

（呉市農林土木課職員退席）

議 長：2「第23期 農業委員会（公募制第1期）を振り返って」に移ります。これは、7月の農業委員会総会において、公募制第1期の農業委員が、次の委員につなげるために、総括、意見交換を行ったものです。事務局より、総括意見の趣旨と今後への活かし方等を説明させます。

事務局 長：7月総会での前期委員の発言と、今後への活かし方（事務局案）を整理したので、報告します。

林委員より「農業委員会の許認可の公平性」のご意見については、事務局員の法令等の研鑽を積み、農地法の公正で適正な執行を果たしてまいります。

林委員より「3条許可後の農地が耕作されていない」旨の指摘については、農地パトロールの確認が遅れて、適切な指導ができていない事案がありました。事案ごとに素早く対応し、農地パトロールの遂行に努めます。

林委員より「農地利用最適化推進委員の評価結果の公表」に関するご意見については、今回は、公職者の選考ということで透明性を優先し、個人の評価点まで公表しました。ご意見については、次回の募集時に再度検証を行います。

倉本委員より「呉市の農業の10年後を心配している」とのご意見については、県・J

A・関係機関との連携を強化し、農地集積や担い手支援の会議を進めます。また、年3回の情報交換の内容充実にも努めますので、タイムリーな話題があればご提案ください。

土井委員より「果樹園の放棄地は、春の防除を怠ると復元が難しくなる」とのご意見については、放棄される園地の素早い情報把握とタイムリーなマッチングが重要となります。情報の共有と全国農地ナビへの見える化を進めてまいります。

生田委員より「研修会の積極的な出席」に関するご意見については、事務局も同行し、マイクロバス等の活用も図りますので、年2回の委員研修へのご参加をお願いします。

生田委員より「農業委員の選任について、地域貢献の少ない方の選出が見受けられる」とのご意見については、次回の選考基準の中に、農業以外の地域での活動実績（自治会等）を加えるなど検討してまいります。

公募制第1期の委員のご意見を、第2期の委員の皆様と共有し、今後へ活かしてまいりたいと考えております。

議 長：ただいまの内容について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

事務局 次 長：全国農地ナビの「見える化」の報告をしましたので、全国農地ナビのデモンストレーションをします。インターネットから「全国農地ナビ」の地図（川尻町域）を表示。

所有者の意向により、「売りたい」「貸したい」で色分けされた地図を示し、今後とも情報を追加して、農業委員・推進委員のマッチングの資料として活用を考えている。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：今回、初めて安浦地区の現地調査に加わり、災害の被害を目の当たりにして、農業委員として、呉市全体を見回してみることが大切だと実感しました。

また、農業の活性化のためには、他所から人を呼び込み、耕作放棄地等の解消等に努めることが重要です。地元の人だけでは、人口減少でどうにもならないので、農業での移住政策等の充実を図っていききたい。

議 長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第11回総会は、10月30日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和2年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議, ありがとうございました。

(午後3時00分)